

議 第 38 号

令和4年5月26日提出

熊本市奨学生の採用について

熊本市奨学生を別紙のとおり採用したいので教育委員会の意見を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市奨学金条例（平成14年条例第18号）第4条に基づき奨学生の採用について教育委員会の意見を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

【選考基準】

1 奨学金貸付対象者

奨学金貸付の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 熊本市内に居住する者の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法に規定する高等学校・高等専門学校・短期大学・大学又は専修学校(高等課程及び専門課程)に在学していること。
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- (4) 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金(貸付けによるものに限る。)又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。

※(4)の併用制限については、給付型の奨学金や高等学校等就学支援金及び熊本県奨学のための給付金等は含まれない。

2 経済的理由の選考基準

申請者と生計を一にする世帯員全員の所得合計が、当該世帯の所得基準額以下であり、かつ所得基準額に対する充足率の順位が採用予定者数の範囲内であること。

- (1) 所得基準額 生活保護基準額の1.7倍
「生活保護基準額」とは、別表1の算定項目欄1から7までに掲げた項目について算定内容欄記載の額を足した数に12を乗じ、算定項目欄8から10までに掲げた項目について算定内容欄記載の額を加算したものをいう。
なお、同表参照箇所欄中「保護の基準」は生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)を、「保護の実施要領」は生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)をいう。

- (2) 充足率
所得合計／所得基準額＝充足率 …… 1以下の対象者を順位付け

別表 1 【生活保護基準額の算出方法】

算定項目	参照箇所	算定内容
1. 基準生活費	保護の基準別表第1 第1章1(1)イ	次のA及びBの合計 熊本市の級地区分は2級地-1 A：各世帯員の第一類基準額②の合計額×逓減率②+第2類基準額②と (各世帯員の第一類基準額①の合計額×逓減率①+第2類基準額①)× 0.855とを比較していずれが高い方。 B：経過的加算額 「逓減率」とは、保護の基準別表第1第1章1(2)ア中「逓減率」の表に定められた率をいう。 「経過的加算額」とは、保護の基準別表第1第1章1(2)ア中「経過的加算額」の表に定められた額をいう。
2. 教育扶助基準月額及び学校給食費並びに学級費等	保護の基準別表第2教育扶助基準の表「基準額(月額)」の項及び「学校給食費」の項 学級費等については、保護の実施要領第7、3(2)	基準額、学校給食費及び学級費等の合計額 学校給食費の額は「保護者が負担すべき給食費の額」とされているところ、同金額は、熊本市学校給食費条例施行規則(令和元年規則第10号)別表記載の金額に9を乗じ、当該額を12で除した額とする。 学級費等は、保護の実施要領について第7、3(2)にて定められている上限額を算定する。
3. 住宅扶助基準	保護の基準別表第3の2	保護の基準別表第3の2の規定に基づいて厚生労働大臣が定める額と現に支払っている家賃(共益費、駐車場代及び自治会費を除く。)とを比較していずれか低い方。 なお、保護の基準別表第3の2の規定に基づいて厚生労働大臣が定める額は、次のとおり。 【世帯人員】 【限度額】 1人 31,100円 2人 37,000円 3から5人 40,400円 6人 44,000円 7人以上 49,000円
4. 高等学校等就学費	保護の基準別表第7 保護の実施要領第7、8(2)イ(ウ)	次のA及びBの合計額 A：保護の基準別表第7、1基準額の表技能修得費の部高等学校等就学費の款基本額(月額)の項記載の額 B：保護の実施要領第7、8(2)イ(ウ)記載の学級費等の額(上限額を算定する)。
5. 障害者加算	保護の基準別表第1第2章2	(2)所定の障害者がいる場合に、(1)の表在宅者の部2級地の項記載の額 なお、加算は行わない。
6. 児童養育加算	保護の基準別表第1第2章6	(1)加算額(月額)記載の額 なお、(2)児童養育加算に係る経過的加算額(月額)アからウのいずれかに該当する場合には、同号所定の加算を行う。
7. 母子加算	保護の基準別表第1第2章8(1)	在宅者の部2級地の項記載の額 なお、母子加算に係る経過的加算額の加算は行わない。
8. 地区別冬季加算額	保護の基準別表第1第1章1(1)イ(ア)第2類の表「地区別冬季加算額」の項	世帯人員に応じた額×5か月 なお、熊本市の区分はVI
9. 期末一時扶助費	保護の基準別表第1第1章1(2)ア期末一時扶助費の表2級地1の項	世帯人員に応じた額
10. 学習支援費	保護の基準別表第2教育扶助基準の表「学習支援費(年間上限額)」の項	年間上限額

令和4年度(2022年度)熊本市奨学生

1 学校区分別申請状況

		申請学校数	申請者	所得基準額充足者	採用予定者
高校	公立	6	9	9	9
	私立	8	27	20	20
専修 高等課程	公立	2	2	2	2
	私立	1	5	2	2
高校等 小計		17	43	33	33
大学	公立	3	3	3	3
	私立	2	2	2	2
専修 専門課程	公立	0	0	0	0
	私立	3	3	2	2
大学等 小計		8	8	7	7
合計		25	51	40	40

2 貸付区分及び貸付月額

区 分		種 別	貸付月額	申請時の申出により 左の貸付月額に加算される額	
				自宅外通学生 加 算 額 (※大学等に限る)	第1学年の 初回加算額 (※1年生に限る)
高校等	高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	国・公立	18,000円	—	50,000円
		私 立	30,000円		100,000円
大学等	大学 短期大学 専修学校 (専門課程)	国・公立	42,000円	6,000円	150,000円
		私 立	51,000円	10,000円	200,000円

3 返還期間

区 分	返還期間	
高等学校 専修学校(高等課程)	国・公立	9年
	私 立	12年
高等専門学校	国・公立	13年
	私 立	14年
大学	国・公立	14年
	私 立	15年
短期大学 専修学校(専門課程)	国・公立	12年
	私 立	11年

新規貸付と予算の状況

1 貸付者数の状況

(単位:人)

区 分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合 計
継続貸付分	0	32	34	10	1	0	77
新規貸付分	高 校 等	20	4	9	0	0	33
	大 学 等	6	0	1	0	0	7
	小 計	26	4	10	0	0	40
合 計	26	36	44	10	1	0	117

新規貸付者上限数 = 303 人
 (定数 380 人 - 継続貸付者数 77 人)

2 新規貸付対象者に対する予算の状況

(単位:千円)

区 分	① 令和4年度(2022年)当初予算		② 予 定 貸 付 金		差 額	
	貸付金(A)	債務負担(B)	令和4年度(2022年度)(C)	令和4年度(2022年度)以降(D)	貸付金(A)-(C)	債務負担(B)-(D)
継続貸付分	32,592	/	30,108	21,324	2,484	/
新規貸付分	高校等	74,880	10,926	12,852	31,302	62,028
	大学等	65,420	4,592	9,588	20,588	55,832
	小 計	140,300	15,518	22,440	51,890	117,860
合 計	100,000	/	45,626	43,764	54,374	/

新規貸付予算枠 = 69,892 千円
 (令和3年度(2021年度)当初予算額 100,000 千円 - 継続貸付額 30,108 千円)

○熊本市奨学金条例

平成 14 年 3 月 28 日

条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金の貸付け等を行うことにより、社会に貢献し得る人材の育成を図ることを目的とする。

(奨学金の貸付対象者)

第 2 条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 本市に居住する者の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（以下この章において「学校等」という。）に在学している者であること。
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- (4) 国、他の地方公共団体又はその他の団体から奨学金の貸付けその他の規則で定める措置を受けていないこと。

(貸付申請)

第 3 条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第 4 条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、教育委員会の意見を聴き、規則で定める定数内において市長が決定する。

教育委員会会議資料<<別冊>>

令和4年度(2022年度)

熊本市奨学生採用候補者名簿

熊本市教育委員会事務局
学校教育部 指導課

申請者（審査用）一覧表

令和04年度

高校等

No.	公・私	学年	貸付期間		併願状況	充足率	所得該当
1	私立	3	令和04年04月	令和05年03月		0.000	該
2	国公立	3	令和04年04月	令和05年03月		0.005	該
3	国公立	2	令和04年04月	令和06年03月		0.005	該
4	国公立	3	令和04年04月	令和05年03月		0.008	該
5	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.032	該
6	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.121	該
7	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.214	該
8	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.231	該
9	国公立	3	令和04年04月	令和05年03月		0.231	該
10	私立	2	令和04年04月	令和06年03月		0.257	該
11	私立	3	令和04年04月	令和05年03月		0.343	該
12	私立	2	令和04年04月	令和06年03月		0.404	該
13	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.407	該
14	私立	2	令和04年04月	令和06年03月		0.415	該
15	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.448	該
16	国公立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.451	該
17	私立	3	令和04年04月	令和05年03月		0.465	該
18	国公立	1	令和04年04月	令和09年03月		0.535	該
19	国公立	1	令和04年04月	令和09年03月		0.571	該
20	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.571	該
21	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.611	該
22	私立	1	令和04年04月	令和05年03月		0.632	該
23	国公立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.656	該
24	国公立	3	令和04年04月	令和05年03月		0.690	該
25	国公立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.690	該
26	私立	3	令和04年04月	令和05年03月		0.700	該
27	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.701	該
28	私立	1	令和04年04月	令和05年03月		0.775	該
29	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.841	該
30	国公立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.873	該
31	私立	3	令和04年04月	令和05年03月		0.879	該
32	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.934	該
33	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.968	該
採用候補者数（所得基準額充足者数）			計			33人	
34	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		1.036	非
35	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		1.046	非
36	私立	2	令和04年04月	令和06年03月		1.099	非
37	私立	2	令和04年04月	令和06年03月		1.100	非
38	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		1.155	非
39	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		1.282	非
40	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		1.494	非
41	私立	1	令和04年04月	令和05年03月		1.942	非
42	私立	1	令和04年04月	令和05年03月	熊本県	2.063	非
43	私立	1	令和04年04月	令和05年03月		2.449	非
申請者数			計			43人	

以下
所得基準額
非充足者

申請者（審査用）一覧表

令和04年度

大学等

No.	公・私	学年	貸付期間		併願状況	充足率	所得該当
1	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.000	該
2	国公立	1	令和04年04月	令和08年03月		0.078	該
3	国公立	1	令和04年04月	令和08年03月	独立	0.147	該
4	国公立	1	令和04年04月	令和08年03月		0.431	該
5	私立	1	令和04年04月	令和07年03月		0.571	該
6	私立	1	令和04年04月	令和08年03月		0.753	該
7	私立	3	令和04年04月	令和06年03月		0.811	該
採用候補者数（所得基準額充足者数）			計			7人	

8	私立	1	令和04年04月	令和06年03月		1.554	非	以下 所得基準額 非充足者
申請者数			計			8人		